

(第3期)

第2回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成30年3月28日(水)

午後1時30分～3時30分

松本市役所 大会議室

1 出席者

(1) 委員 15名中14名

荒牧重人会長、森本遼副会長、西森尚己委員、齊藤茂委員、大月悦子委員、一ノ瀬浩子委員、柳澤厚志委員、角田恵子委員、海野智絵委員、吉澤由紀子委員、臼井和夫委員、岡田忠興委員、神津ゆかり委員、山口茂委員

(2) 事務局

こども部長、こども育成課長、育成担当係長、児童担当係長、育成担当者、子どもの権利相談室「こころの鈴」室長

(3) 関係課

人権・男女共生課、地域づくり課、福祉計画課、こども福祉課、保育課、公園緑地課、学校指導課、生涯学習課

2 会長あいさつ

この委員会は、一方的に行政を追及する場ではありません。何が進展したのかを行政と共有しながら、どんな施策を進めることが松本市の子どもたちや子どもに関わる人にとって効果的かを検討する委員会です。

さて、今年の9月、10月には、国連の子どもの権利委員会において日本の実施状況が審査される予定でした。しかし、8月に人種差別撤廃委員会による審査が行われることになったことから、来年の1月、2月の審査に延期となりました。審査後には、速やかに勧告等がなされますので、本委員会でも結果を報告し、国際的な勧告を踏まえた上で、松本の施策を更に進展させることについて検討する予定でした。審査の延期に伴い、2月の中旬に勧告が確定する見込みですので、それ以降に情報提供したいと思います。

参考までに申しますと、国連の子どもの権利推進策に対する国の報告は、自国がいかに取り組みを進めているかを強く打ち出しており、取り組まれていない事項については触れられません。したがって、実際には国際機関やNGOからの報告が重視されており、NGOと国連子どもの権利委員会での協議も行われています。日本政府が提出する、子どもの権利施策の報告書には、自治体の取り組みは何ら反映されておらず、実際の自治体における先進的な取り組みはほとんど触れられていません。この点については、NGOは、先進的な自治体の施策を踏まえて国の施策に生かすべきと指摘しています。

冒頭お伝えしましたとおり、本委員会では、中間報告に基づいて施策がどの程度進展したかを検証し、より良い方向に導いていくことができればと思っておりますので、本日も宜しくお願いいたします。

3 会議事項

【会長】

それでは、まず子どもの権利の普及と学習への支援について報告をお願いします。

《事務局、人権・男女共生課、学校指導課 資料に基づいて説明》

【会長】

何かご質問はありますでしょうか。

【委員】

こころの鈴をどう知ったかについて、3割程度しか聴取していないとのことでしたが、どこでどのようにこころの鈴を知ったのかは、プライバシーに踏み込むことではないので、もっと踏み込んで聞いても良いのではないのでしょうか。

また、一部の中学校の生徒手帳にこころの鈴について記載されるとのことでしたが、中学生は、登校時に生徒手帳を必ず持って行きますので、もう少し強く学校に要請してはどうでしょうか。

【会長】

基本的には、どのような部分が進展しているかについて、まず評価をしたいと思います。その上で、例えば生徒手帳についても委員会で検討し、全中学校での記載が必要であるということになれば、手立てを検討したいと思います。

【委員】

こころの鈴では、今年度、児童センターでの出前講座で紙芝居を活用してくれました。相談員の皆さんが実際に出向いてきて、直接お話を聞くことで、子どもたちの意識も高まったと思います。良い機会をもらえたと感謝しています。こうした広報活動をもっと広げていってもらえると良いと思います。

【会長】

紙芝居を通じてこころの鈴の広報を行っていることは、今回の資料に明確に記述して良いと思います。全体的に見ても広報は確実に進展しています。今回の推進計画に関する中間報告の目玉は、条例の認知度を上げるよう、数値目標を示していることです。30年度の目標として、条例の内容まで知っている子どもの割合を40%、名前だけ知っている子どもの割合を35%とし、条例のことを知っている子どもを、4人中3人は知っている状態、認知度75%にすることを目標としています。こころの鈴についても、5人中4人は知っている状態、認知度80%を目標にしています。その目標を達成するためにどうしたら良いかは、行政全体で是非協議してほしいと思っています。

先程も伝えたとおり、権利の広報は昨年度より確実に進展しています。しかし、条例を制定している自治体、広報活動を進展させている自治体でも、認知度の低さには悩んでいます。松本市でも、来年度の目標に達しなければ、それを検証していくことになります。目標

が達成できなくても、行政の責任にするつもりはありません。行政単独での取組みには限界があるので、市民と協働で取り組まなければならないことだと思います。

【副会長】

条例の認知度について、子どもに対してはかなり検討いただいていると感じます。保護者に対しては、30年度に行うアンケートにあたっての認知度向上の記述がありますので、取り組んでほしいと思いますが、アンケートの時に限らず、恒常的に保護者に対しても周知していく方法を検討していただきたいと思います。

【会長】

中間報告において、普及・啓発のワーキンググループの責任者からメールで、次のとおり意見を寄せていただいています。

「全体的に分かりやすくまとめていただいていると思いますが、進展している部分はもっとアピールしてもいいと思います。子どもの権利ウィークの創設について、具体的な考えを示してほしいと思います。乳幼児期の保護者への子どもの権利の周知については、関係課と連携したうえで、多くの保護者に直接訴える取組みを進めてはいかがでしょうか。」

以上です。

さて、学習パンフレットについてですが、公募で愛称を決めたことはとても良いと思いますし、4ページという限られた中で内容も肝心な部分をよくまとめられていると思います。今回から、「子どもの権利宣言」というコンテンツで、子ども自身に更に考えるきっかけを提供しているのも良いと思います。

しかし、「権利は自分だけのもの？」というコラムは明らかに大人目線です。わずか4ページの中で伝えなければいけない内容なのか検討したいと思います。権利自体を知らない子どもたち、権利の行使を身に付けてもいない子どもたちに向けて、「自分の権利を主張するなら他人の権利も大切にしなければ」と言うのは大人の発想です。こうした大人都合の内容では、子どもに「権利」は伝わりません。子どもたちは、権利意識が身に付くと自然と自律的になりますので、子どものそうした力を信じた内容にしてほしいと思いますが、学校関係の皆さんはどう思われるか、この場を借りて議論したいと思います。

【事務局】

昨年度よりコラムの欄を設けていますが、パンフレット配布後の教員向けのアンケートで「子どもから、権利の主張ばかりが出てきて收拾がつかなくなってしまった」というご意見をいただいています。そうした経過を受け、今回のパンフレットで、教員向けの資料を配布する際、条例第4条第2項（「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。」）を補足するにあたって、コラムを設けています。

【委員】

権利の主張により收拾がつかなくなることは有り得るのではないかと思います。教育として考えますと、自分の権利を主張するということは自分を愛するとともに友達を愛することである、という道徳的な意識もありますので、パンフレットにコラムの内容を記載すること

についてあまり違和感はありません。みんなを大切にするなかで自分も幸せになることをベースに考えていけば良いのではないのでしょうか。

【学校指導課】

中学生くらいになると、確かに権利の主張を強くしてしまうと思いますので、扱い方の問題ではないかと思います。自分の権利を大切にすることを学ぶこと、その反面を学ぶことは指導の両面で、扱い方の問題です。どう指導していくかということが大事なのではないかと思います。

【こども部長】

先程の事務局が説明した経過はありますが、大人の論理だと取られてしまうと気付かされました。一方で、子どもの権利が広まらない背景には、「子どもの権利」と言うと、すぐに「わがまま論だ」と捉えてしまうアレルギー反応があることを感じています。どこかで、なぜ子どもの権利は大切なのかという点もセットで啓発していかないと大人に広まらないと思っています。コラムの部分は教員向けの資料への記載にとどめれば良かったのかもしれませんが。

【会長】

大人の視点で普及をしていったら子どもには伝わりません。大人は、権利を主張するなら義務を、と思いがちです。子どもたちが自分の権利を知れば、周りの友達も全てが権利主体であることを理解し、自分の権利を考える力を持っています。その力を信じずに、大人が権利と義務論を伝えてしまうと権利が伝わらないということを認識しながら広報していかなければならないという提起をしたかったので発言しました。ありがとうございました。

いずれにしても、パンフレットは、学校での活用事例を集めて現場に返していくという方向を持つことは大切です。

【委員】

どうやって権利を広めていくかについて、コミュニティスクールの例をお話したいと思います。地域の防災マップを作るにあたって、地域の大人だけでなく子どもにも加わってもらいました。言いたいことを言っていことを伝えても、何を言えばいいのか悩む姿を見て、自分に権利があるということが身に付いていないのだと思いました。自分に権利があるということは、学習パンフレットを見てすぐに分かるというわけではなく、実際に悩みながら理解していくのではないかと思います。ですので、そうした場を設けることが大切だと思います。

パンフレットのコラムについても、「自分の権利だけでなく相手の権利も大切にしましょう」という結論まで書くのではなく、問題だけ提起して自分に考えさせる内容にすれば良いのかもしれませんが。

【委員】

ただいまの意見に関連して、3ページ目の「権利が守られなかったらどうなるか」という

部分を工夫しても良いかもしれません。ここには結論が書いてあるので、子どもたちに自分で考えるように伝えても答えが書いてあると言われてしまいます。

権利条例が浸透しない理由のひとつは、子どもたちが自分で権利を獲得している意識がないことだと思います。権利は、自分で工夫しなくてもそこにあることが当たり前だと思っている部分があるのではないかと思います。子どもは何かを工夫したり作り上げたりしながら自分で勝ち取っていくことで理解すると思います。ですので、もう少し条例を子どもたちに寄せていくようなかたちで、条例があることでどうなるか、中学生として何ができるか、という問いかけを通して、自分が権利条例に働きかけるようなかたちに持って行けば、自分だけではなくみんなを守ろうという意識につながるのではないかと思います。

また、最後には大人が動かなければ、という話になると思います。例えば、地域で何か行事をするときに、町会から子どもに関わってもらいたいという話があっても、「うちの子は忙しいから」と大人が守りに入ってしまい、子どもが本当はやりたくても手を出せなくなってしまうこと、子どもが権利を考えることをやめさせてしまうことがあるように感じます。

特に中学生くらいの場合、権利が自分だけでなく周りのみんなにあることを考えさせることも大切ですので、あとは今後の記載の仕方、指導の仕方でも工夫できればと思います。

【会長】

ありがとうございました。

パンフレットを作り直せというわけではありませんので、活用するときに、今回の意見を参考にしてもらいたいと思います。この委員会の理念でもありますが、子どもの力を信頼した上で取り組んでいくことが大切です。

【委員】

子どもたちは、自分が権利を持っていること自体を分かっていません。広報や普及、啓発は、それを知らせるための活動であり、周りの友達の権利はその先の話です。パンフレットでは、ポイントを絞って、子どもたちに、自分にも権利があるということをきちんと書いた方が良いでしょう。

4ページにある、私の子どもの権利宣言は、最初見たときに違和感がありました。ここに何か書ける子どもはいないと思います。そもそも、この条例は、大人が子どもの権利を大切にするためのものであると思います。子どもの権利を守るためには、まず大人が子どもの権利を守る宣言をするべきだと思います。子どもに対するメッセージを、自分で書くことに違和感があります。

【会長】

パンフレットをどのように現場で活用してもらおうかについて、更に検討してもらえと思いますが、私は「権利宣言」の部分に何を書くか悩むことが重要だと思っています。先程お話にもあったように、悩むことで学び、次の議論が進めば良いという思いがあり、悩む部分があっても良いと思っています。

パンフレットの活用方法については、引き続き関係課でも議論してもらいたいと思いますし、活用事例集についても是非取り組んでいただきたいと思います。パンフレットには「こ

れさえ記載してあれば絶対に大丈夫」ということはありませんので、模索しながら、少しずつ進めば良いと思います。

【委員】

今回の資料で、中間報告での意見に丁寧に触れていただいたと思います。

テレビでの広報番組についてですが、これを二次利用して広報に活用することはできないでしょうか。

【事務局】

今回のテレビ番組は、市で制作したものではなく、報道機関によるものなので、著作権があると思います。二次利用ができるかどうかは確認してみます。

【会長】

「こころの鈴」について、全ての学校の生徒手帳に掲載できるよう模索することについては、どうですか。

【学校指導課】

生徒手帳は各学校で作っており、市で一括作成ではないので調整が難しい部分があります。生徒指導の会議で投げかけてみるという方法もあります。

【会長】

生徒手帳については、学校の自主性があると思います。学校を通じてどのように権利を普及するかについて、更に検討するひとつの要素として考えてもらえればと思います。

保護者への啓発については、以前より取り組まれています。ガイドブックについても早速対応してもらっており有難いと思います。問題は、条例の認知度について、数値目標を掲げているので、条例の認知度を高めていく方法を、関係課で戦略を立てて検討してほしいと思います。子どもの権利を知り、身に付けることで、大人になっても権利を身に付けられるようになります。そういう意味でも、是非子ども期の権利意識を身に付けることは非常に大切だと思って取り組んでいただければと思います。

それでは、次に相談・救済について、事務局から報告をお願いいたします。

《事務局、保育課、学校指導課 資料に基づいて報告》

【会長】

ありがとうございました。何かご意見などありますか。

【副会長】

中間報告で提言した内容を検討していただいてありがとうございます。

こころの鈴の相談室について、大手事務所3階の会議室を確保いただいたとのことですので、利用状況や件数、実際に利用した子どもがどのような印象を持っているかについて教え

ていただければと思います。

【こころの鈴】

利用状況や件数については、いま情報をプールしているところですが、こころの鈴自体が2階にあり、新しい相談スペースは3階なので、子どもからは階を上がるのが面倒だと言われることもあり、全ての相談を新しいスペースで受け付けているわけではありません。実際に使った感想も聞いたことがないため、今後の相談のなかで聞ける状況であれば聞いていきたいと思っています。

【委員】

「こころの鈴」をどこで知ったのかの聴取について、先程説明がありましたが、それを聴取し、相談記録に記載して広報戦略に活用していくことができます。どこで知ったか分からなければ、重点を置くべき広報が見えないので、聞き方のスキルの問題と理解いただいて、是非聴取すべきだと思います。

【会長】

基本方針は、「こころの鈴」から説明のあった通り（相談に来る子どもは、動転していたり、追い詰められていたりするので、どこでこころの鈴を知ったのか、全員に聞くことはできない。相談に乗っていくなかで、タイミング、雰囲気を読み取りながら、聞くことができそうならば聞く）で良いと思います。相談の際は、子ども自身が動揺していますので、そこに寄り添って解決していくプロセスのなかで、子どもに余裕が出てくるなど、聞くことができそうならば聞く方向で良いと思います。その上で、聞くことができた場合はデータを取り、ただの記録とするのではなく、広報に活かしていくという方向でしか取り組みようがないと思います。必ず聞き出さないといけないと意識すると、どこかで話をその方向に持って行こうとしてしまい、相談に集中できなくなってしまう恐れがあります。基本は子どもに寄り添いながら、相談員が判断していけば良いと思いますので、そうした意味で受け止めていただければと思います。

【委員】

相談者の年齢に近いスタッフの確保が難しいことは、子どもに関わる相談機関では常に抱えている課題でもあると思いますが、今後の方向を伺えればと思います。

また、スキルアップ研修についての話がありましたが、実際の相談業務にどのように活かしているかを教えていただきたいと思っています。

【こころの鈴】

ご理解いただいているとおり、子どもと年齢の近いスタッフの確保は厳しい問題です。勤務体系等を含めて、こども育成課とも話し合いながら進めていくことと理解しています。

スキルアップ研修についてですが、やはり自治体シンポジウムで先進都市の取組みを非公開の場で学べることは、擁護委員や相談員のベースの知識となっていると思います。また、シンポジウムの場を借りて、会議の場ではなく、個人的に話を聞くことも、相談室のなかの

知識につながっていくと考えています。

【こども福祉課】

こども福祉課には、主に電話や窓口で相談が寄せられますが、県で実施したSNS等を用いた相談についての研修に参加し、今の子どもが電話や面談よりも、自分の発信しやすいやり方で相談をすることを学び、参考になりました。

また、児童虐待の対応研修では、実際の事案検討を行うなかで、どの部署とどのように連携を取りながら、といった点を具体的に教えてもらいました。研修受講者を中心にケースワーカーと共有することで実務に活かしています。

【会長】

文章を作るのは大変だとは思いますが、研修により何がどのように進展したかは記録に残しておくべきです。特に、どの部分がどのようにスキルアップにつながったかを記録に残しておくことは大切です。

ところで、資料で、「こころの鈴」における質向上の部分に、事例検討が「その他」に分類されていますが、事例検討を重ねるなかでスキルアップしていくことは最も重要な部分ですので、「その他」にまとめるのではなく、是非重要な項目として扱ってください。

こころの鈴の取組みをいかに進展させるかを柱に、他の相談窓口と連携していくことが重要です。「こころの鈴」が進展することは、子どもの相談救済にとって重要なカギになりますので、引き続きこころの鈴の充実を図ってもらいたいと思います。「こころの鈴」は、相談した子どもを主体において、子ども自身が問題解決に何らかのかたちでかかわる解決方法をとっていますが、そうした解決方法を他の相談窓口に見てもらうことも大切です。是非、30年度は、どのような相談を受けているか、どのように問題解決を図ろうとしているか、関係相談窓口と協議していただきたいと思います。そうした協議は、双方にとって有効だと思うので是非検討してください。

それでは次に、子どもの意見表明・参加の促進について、報告をお願いします。

《事務局、学校指導課、生涯学習課 資料に基づいて報告》

【会長】

ありがとうございました。何かご意見ありますでしょうか。

【委員】

各課で様々なことに取り組んでいただいて有難いと思います。一步踏み込むとすれば、中間報告で、学校指導課と校長会との連携によるプロジェクトチームについて言及しました。人権教育については、人権教育推進委員会がプロジェクトチームを組織して推進していますので、子どもの権利についても一步進んで推進委員会のようなものを組織して、校長会や担当の先生方に加わって取り組んでいただくと、より効果的なのではないかと思います。現状では、学校指導課からの指示によって動いている印象があるので、学校現場が主体となった取組みが市教委に届くような取組みとなること願って、プロジェクトチームと提案しまし

た。考えてみていただけると有難いです。

【学校指導課】

人権教育は、市で取り組まれているので、人権教育と子どもの権利とは通じるところがありますので、同じように取り組んでいただけると有難いですが、いずれにしてもすぐに着手することは難しいので、今回の話を出しながら、どんなことをできるかを検討し、少しずつ取り組んでいきたいと思っています。

【会長】

意見表明・参加の検証にあたっては、前提として、子どもたちへのアンケートで、学校で自分の意見を聴いてもらっていると思う子どもが70%を超えているという結果があります。これは、全国的に見ても非常に高い値です。これは、先生方が日頃から子どもの意見を聴いてくれている結果ですが、これ以上何もしないのではなく、条例が出来たことによって更に一歩進めるにはどうしたらいいのかを考えていきたいと思っています。学校関係者は、子どもの主体性をずっと説いていますので、その根本にある意見表明・参加の仕組みや手立てを進めていくために取り組む必要があります。それがすぐに進むとは、この委員会でも考えていませんので、何らかの仕掛けをしていくことを検討してほしいと思います。

この分野に限らず、他の自治体に条例を広げていくためにも、条例による効果はもっと外に出して良いと思っています。児童館・児童センターで、子ども運営委員会が設置され、子どもたちの意見を運営に反映していることはとても重要です。この取組みによる効果は、条例がない自治体に比べて非常に大きいことは明らかです。条例があることで、子どもにとって、松本市にとって、どんな効果があったのかを打ち出していくことで、他の自治体にも広まっていきます。

取組みによって子どもたちの認識にどのような良い変化があるかということ自体が、数値に留まらない事業の評価だと思いますので、是非効果の部分を強調してほしいと思います。

【委員】

先程、コミュニティスクールのときに子どもが参加したときの続きの話になります。安全マップのことを知っているか子どもに聞いてみたところ、折角お金をかけて作成しているにも関わらず、子どもたちは理解していなかったようです。そこで、子どもの意見を取り入れて、通学路を書き込めるようにしたり、家族の避難場所を確認できるようにしたりしました。子どもが関わったことで大人の感覚も変わってきたと思いますので、事例集と言うとすごく大きな取組みに思えますが、こうした取組みも重要だと思います。

【会長】

ありがとうございました。

それでは次に、子どもの居場所の推進に移ります。報告をお願いします。

《事務局、人権・男女共生課、地域づくり課、福祉計画課、
スポーツ推進課、公園緑地課、学校指導課、生涯学習課 資料に基づいて報告》

【会長】

ありがとうございました。ご意見がありましたらお願いします。

【委員】

条例制定後の取組みについて書いていただいているので有難かったです。公園の整備に関して、遊具のアンケートを行われたとのことですが、アンケート結果で子どもからどのような意見があつて、それがどのように反映されたか教えていただけますか。

【公園緑地課】

アンケート結果では、ブランコ、シーソー、鉄棒、スイング遊具の意見が多かったので、それらの設置について検討して、工事費に計上しています。

【委員】

これから公園をどのようにしていきたいか、子どもたちと一緒に考えるというところまでは、まだ至っていないということで良いでしょうか。

【公園緑地課】

現状はそこまで至っていません。

【委員】

ありがとうございました。

不登校の子ども達の居場所について、学校現場では不登校対応の教員や不登校の子ども達の部屋を各学校で確保するようになってきているとお聞きしました。それについても資料に記載していただけるとありがたいです。

【学校指導課】

承知しました。確認しておきます。

【会長】

他に、広報・普及のところから全体の議論を含めて何かございますでしょうか。

先程委員も言いましたが、今日の議論を踏まえ、具体的にどんな効果があつたのかを行政には更に書き加えていただき、記録に残しておきたいと思っています。今回の資料では、中間報告における具体的な提言に対して、丁寧に答えてもらっています。条例により進展があつた部分については、委員会からも意見をだしていますが、行政としても進展した部分を具体的に見えるようにすることで、行政全体の共有につながると思いますので、是非お願いします。

今回の会議で、関係課の皆さんには、担当業務とは関わりのない報告も聞いていただきました。長時間お付き合いいただき、ありがとうございました。これにより、実際の各課の取組みを知っていただき、共有していただいた上で、条例あるいは推進計画を進めるようにし

ていきたいと思っています。

【委員】

中間報告の提言を受けて、行政が丁寧に資料をまとめていただいたことを、大変ありがたく思います。こういった事業が全て大切だと思います。しかし、私が日頃仕事で関わっている子どもは、言わば少数派の子どもたちです。権利の学習パンフレットに、「自分が大切だと感じながら」という文言がありますが、私が日々接している子どもたちは、権利の共有以前に、「自分が大切」だと感じられない子どもたちです。そうした子どもの親とも接しており、親は、攻撃的で自分の権利を声高に叫ぶ様子が最初には見られます。しかし、関わっていくうちに、親自身が、子ども時代に大切にされた経験がない場合が多く見られます。

様々な施策にお金を使うのも大切なことだとは思いますが、真に大切なのは、子どもに「自分が大切だ」と感じさせてくれることだと思います。例えば、学校の先生が丁寧に対応してくれることだとか、相談に行ったときに素敵な部屋があったり、優しくゆったり話を聞いてくれる相談員の方がいたり、そういう経験のなかで子どもの自己評価は上がっていくと思います。新しい施策を考えることも大切ですが、私の立場から申しますと、基本のところ、先生方が余裕を持って一人ひとりの子どもに接することができること、相談機関の相談員が、余裕をもって相談に乗ることができる施策の推進をしてほしいと思います。

【会長】

ありがとうございました。条例を制定するときから支援者の支援についても議論をしてきました。本日、パンフレットの内容について取り扱ったときも、「自分が大切とされている」と実感できるような呼びかけすることを更に重視してもいいのではないか、という意図がありました。今のご意見のとおり、子どもに関わる人の支援や体制を充実させること、具体的にお金を投下していくことが大切であることは、以前から言っているとおりです。非常に重要なご意見でした。ありがとうございました。

【委員】

保護者でも、条例を知らない方が過半数います。大切に育ててもらっていない子どもがいるということを考えると、母子手帳をもらったとき、子どもをどのように育てていくのか、権利条例を根本に置いていただくことも大切だと思います。母子手帳を渡すときや乳幼児の健診を受けるとき、権利条例について伝えていくことで、条例を知らない保護者も減るのではないかと思います。

【会長】

ありがとうございました。貴重な提案でした。

それでは、以上で議事を終わります。繰り返しになりますが、今回の資料については、議論を踏まえ、進展した部分を更に書き加えていただき、記録として残したいと思います。

議題2「子どもや若者の成長を後押しする新たな取組みについて」は次回扱います。合わせて、次回は29年度の実施事業報告をしていただくようになりますが、今回の報告と重なる部分もありますので、今回報告を前提に報告していただければと思います。

第3期委員会のメインは、推進計画が今日的な課題にどれだけ対応できているかという部分の検証になります。つまり、いじめや虐待、貧困の問題に対し、条例や推進計画がどのように関連するかを議論していきます。どのような施策をより進展させることが可能かを議論していきたいと思います。